

第3回西和賀町議会臨時会

令和5年8月1日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第3回西和賀町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、印刷配付のとおりであります。

直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番、高橋敏樹君、6番、唐仁原俊博君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。町長より地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく町の第三セクターの経営状況書類の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。

次に、本日の臨時会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任をした旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。
事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあつ

た者の職氏名を読み上げます。副町長、刈田哲彦。総務課長、吉田博樹。企画課長兼ふるさと振興課長、高橋光世。観光商工課長、真壁一男。建設課長兼上下水道課長、佐藤太郎。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を申し上げます。生涯学習課長、柳沢里美。

以上です。

議長 ここで、内記町長より行政報告のための発言を求められております。この際これを許します。

内記町長。

町長 おはようございます。本日の臨時会、よろしく願いいたします。

私から2項目について行政報告を申し上げます。

初めに、7月14日から19日にかけての大雨に伴う大雨警報等への対応について報告いたします。7月14日からの降雨により、15日午前10時7分に大雨警報が発表されたことから、同時刻に災害警戒本部を設置しました。その後、午後零時30分には洪水警報、午後3時10分には土砂災害警戒情報が発表され、河川の増水等による災害発生のおそれが高まったことから、午後4時に川舟地区公民館、沢内中学校第2屋内運動場の2か所を避難所して開設し、同時刻に沢内地区の8行政区に対し、高齢者等避難の発令をしました。避難所の開設、高齢者等避難の発令は、告知端末放送にて町民に周知を図ったところであります。

16日午後3時36分に洪水警報が解除されたことに伴い、午後5時に高齢者等避難の解除及び避難所2か所を閉鎖、午後10時には土砂災害警

戒情報が解除となり、17日午後4時26分の大雨警報の解除により、災害警戒本部を廃止しました。

一旦雨も弱まりましたが、再び17日午後8時46分に大雨警報が発表されたことから、同時刻に災害警戒本部を設置しました。18日午前11時20分に土砂災害警戒情報が発表されたことから、午後4時に湯田農業者トレーニングセンター、午後5時30分に銀河ホールの2施設を避難所として開設し、湯田地区の9行政区に対し、高齢者等避難の発令をしました。避難所の開設、高齢者等避難の発令は、告知端末放送にて町民に周知を図ったところであります。

19日午後10時23分に全ての警報が解除されたことから、高齢者等避難の解除及び避難所2か所を閉鎖し、同時刻に災害警戒本部を廃止しました。

この間、住民の安全確保に努めるとともに、被害状況の調査、把握に努めてきたところでありますが、大雨警報等が発表されるほどの大雨にもかかわらず、本町においては幸いにも人的被害はなく、安堵したところであります。

しかしながら、土砂崩壊による道路の通行止めや河川増水による護岸崩壊、住家2戸の床下浸水、水路への土砂流入、農作物の冠水などの被害報告を受けております。引き続き被害状況の取りまとめを行い、早期の復旧に取り組んでまいります。

今後とも住民の命を守るということを最優先とし、災害時対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、秋田県横手市との水道広域化事業に関する基本協定の締結について報告します。西和賀町の水道施設を秋田県横手市の住民の利用に供することについては、令和4年3月議会定例会において議決をいただいております。これまで横手市との協議を進めてきたところであります。このたび厚生労働省の認可が下り、水道施設の共同利用が認められたことから、令和5年7月

24日、西和賀町役場湯田庁舎において水道広域化事業に関する基本協定の締結を行ったものであります。

本事業は、横手市山内黒沢地区に水道水を送水するもので、本町にとっては余水の有効利用が図られ、機会損失の低減につながるものであることから、水道事業の経営にとって非常に有益なものになると考えております。

なお、広域化に係る水道管等の整備は今後横手市が行うもので、実際に通水となるのは令和6年度末になる見込みであります。

私から、以上2項目についての行政報告であります。どうぞよろしくお願いたします。

議長　これで諸報告を終わります。

続いて、日程第4、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長　ただいま上程になりました承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第1号）について）提案理由を申し上げます。

この専決処分は、川尻温泉の源泉ポンプが故障し、揚湯ができなくなり、緊急に修繕を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年7月24日に専決処分を行ったので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,623万円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から

説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目温泉施設管理費、10節需用費、修繕料92万4,000円の増額は、川尻温泉源泉ポンプの修繕に要する費用であります。

次に、歳入について説明いたします。6ページを御覧ください。4款1項1目繰越金92万4,000円の増額は、川尻温泉源泉ポンプの修繕の財源とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和5年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第1号)について)を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

続いて、日程第5、議案第1号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第1号 損害賠償の額を定めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第13号の規定によ

り、次のとおり損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものです。

内容は、次のとおりであります。

1、相手方、山形県最上郡大蔵村大字合海1536—7、株式会社井上産業、代表取締役、井上徳仁。

2、事故の概要、令和4年12月16日午前3時50分頃、西和賀町沢内字新町11地割地内、町道長原線入り口付近において、建設課所管の除雪車が除雪作業中、町道から県道1号に後退した際、後方確認が不十分だったため、県道1号を北上するトラックに衝突し、相手方トラックのフロント部分に損傷を与えたものであります。

3、損害賠償額、180万8,384円とするものです。

なお、損害賠償額については、その全額を保険金により支払うものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

北村嗣雄君。

1番 ちょっとお伺いします。

この損害額とかについては、保険等の内容もあると思うので、詳しくは尋ねませんが、この事故についてですが、除雪中なわけで、作業中なのですけれども、補助員が乗務していなかったのか、この事故に対して。これは今までもいろんな事故の起き方が発生しているわけですが、乗務員が乗っていてもこの事故が発生されたのか、ちょっとその辺お伺いします。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 お答えします。

早朝除雪で行っていた作業でございますけれども、本作業においては運転手1人で対応させていただいていたということでございます。

議長 北村嗣雄君。

1番 起きてしまった事故については、仕方ないと思うのですが、今後これを踏まえながら、担当課というか町としては、関連になりますが、ちょっとその辺お伺いできればと思うのです。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 冬期交通確保における除雪作業におきましては、作業の冒頭で全員に対する研修も行いながら、各班長を経由して注意喚起を行ってきたところでございますが、除雪車は大型の車両でございます、やはり事故になりますと大きな損害等が出るというようなことも十分理解しているところでございますので、さらに今後は注意喚起を図っていきいたいというふうに考えております。

議長 北村嗣雄君。

1番 人身事故に至らないだけでも幸いですので、やはり今後こうした事故防止を徹底、もう少し町としても対応策がきちんと取られるよう、私から希望するものでございます。もし担当課として所見があるのであればお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 北村議員さんのお話のとおりだと思います。さらに気をつけて精進してまいります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

議案第1号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第6、議案第2号 町道弁天線弁天橋橋梁補修工事(その2)の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第2号 町道弁天線弁天橋橋梁補修工事(その2)の請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

1、工事名、町道弁天線弁天橋橋梁補修工事(その2)。

2、工事場所、西和賀町沢内字弁天内地内。

3、契約金額、5,423万円。

4、請負者、西和賀町沢内字弁天25地割7番地、有限会社高橋重機、代表取締役、高橋浩幸。

参考までに、工期は令和6年1月26日、指名業者は町内4者、入札は7月21日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

高橋宏君。

8番 弁天橋については、先月トンネル側の橋の工事が行われて、終了した時点なのですが、今度の工事の詳細と、あと前回の工事も通行止め期間があったのですが、今回の

工事についても通行止めの期間が発生するのか、その2点についてお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 ただいまのご質問は、3月に発注した工事、その後のお話ということになりますけれども、そもそもその1、その2というふうにしておりましたので、その1の段階では全て終わるものではなくて、国等の補助金を活用させていただきながら進めている事業でございます。令和4年度発注の工事につきましては、3月に契約を締結して進めてきたところでございまして、まさしく議員さんおっしゃるとおり、ほぼ終わった状況でございます。

その2についてということで、継続して工事を進めていくこととなります。内容といたしましては、現在まで進めていた工事に対しましては、伸縮装置や親柱の取替え工事を行っていたということでございますし、今回の当該工事につきましては、引き続き桁、これはH綱でございます。これや支承の塗り替え塗装工、それから床版もしくは橋台、共にコンクリートの浮き、剥離がある状態でございますので、断面の修復工と、あと橋面、橋の防水工、防水シートなどを貼り付ける、要は施工していくというような状況でございます。

通行止めに関しましては、状況に応じて当然必要になってくるだろうというふうに思っていますが、通行者の皆様にはそういった部分につきましてしっかり連絡等を伝えていきたいというふうに考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

議案第2号 町道弁天線弁天橋橋梁補修工事

(その2)の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第3号 町道下前小繫沢線法面対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第3号 町道下前小繫沢線法面対策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、工事名、町道下前小繫沢線法面対策工事。
 - 2、工事場所、西和賀町下前地内。
 - 3、契約金額、6,083万円。
 - 4、請負者、西和賀町沢内字前郷9地割1番地、有限会社高幸建設、代表取締役、高橋卓也。
- 参考までに、工期は令和6年2月19日、指名業者は町内4者、入札は7月21日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

議案第3号 町道下前小繋沢線法面对策工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、日程第8、議案第4号 西和賀町川尻体育館解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第4号 西和賀町川尻体育館解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

この請負契約につきましては、予定価格5,000万円以上の工事請負契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

契約の内容は、次のとおりであります。

- 1、工事名、西和賀町川尻体育館解体工事。
- 2、工事場所、西和賀町川尻地内。
- 3、契約金額、8,283万円。
- 4、請負者、西和賀町川尻40地割90番地2、有限会社菅政組、代表取締役、菅原政一。

参考までに、工期は令和6年2月7日、指名業者は町内5者、入札は7月21日に実施したものであります。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決します。

議案第4号 西和賀町川尻体育館解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって第3回西和賀町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午前10時28分 閉 会